

一般社団法人 埼玉県安全運転管理者協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県安全運転管理者協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、安全運転管理者等の資質の向上その他自動車の安全な運転の管理（以下「安全運転管理」という。）の充実強化を図るとともに、広く県民の交通安全意識の普及高揚を図り、もって交通事故のない安全で平穏な交通社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全意識の普及高揚
- (2) 安全運転管理に関する広報啓発
- (3) 安全運転管理に関する研修指導
- (4) 安全運転管理に関する調査研究
- (5) 地区安全運転管理者協会に対する育成指導
- (6) 安全運転管理に関する出版物の発行
- (7) 安全運転管理に功労のあった個人及び団体に対する表彰
- (8) 公安委員会から委託を受けて行う講習
- (9) 安全運転管理その他交通安全に関する関係機関、関係団体等との連絡協調
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 埼玉県内の地域単位に設けられた安全運転管理者団体で、第3条の目的に賛同して協会に入会したもの
- (2) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、毎年総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 前項の規定に関わらず特別会員は、経費の負担を要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した経費の負担の額については、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 経費の負担の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 事業計画書、収支予算書の承認

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(7) 定款の変更

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第15条 会長は、総会の1週間前までに、社員に対して、総会の招集の通知を書面をもって発しなければならない。ただし、法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、総会の日を2週間前までにその通知を発しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、会長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前2項の通知には、法人法第38条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会の議長となる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

5 理事会において、総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第19条 理事又は社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第14条第1項の理事会において定めるものとし、第16条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び指名した理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び副会長並びに専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は他の理事の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会で定める総額の範囲内において、総会において別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、役員にはその職務を遂行するに当たり生じた費用を弁償することができる。

(顧問及び参与)

第28条 この法人に、任意の機関として5人以内の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、次の職務を行う。

- (1) 顧問 協会の運営に関する重要な事項について理事会の諮問に応じること。
- (2) 参与 協会の運営について、助言し、又は意見を述べること。

- 3 顧問及び参与の選任は、協会の事業に功労のあった者及び学識経験者の中から理事会において決議する。

なお、解任においても理事会において決議する。

- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、顧問及び参与にはその職務を遂行するに当たり生じた費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることのできる者に限る。）の全

員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第23条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
- 4 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 5 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第43条 この法人の事業の円滑な運営を図るために、理事会の決議により、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 指導委員会
- (3) 企画委員会
- (4) 財務委員会
- (5) その他理事会が必要と認めた委員会

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第10章 事務局その他

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は永田博太郎、副会長は伊田登喜三郎、小笠原正治、多ヶ谷三千男、水久保亀幸、専務理事は池尻博とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 一部改正 平成24年1月19日（第21条役員の設置）
- 5 一部改正 平成24年5月11日（第27条報酬等、第37条資金調達等記載書類）
- 6 一部改正 平成30年6月15日（第38条事業報告及び決算）

注1 この定款は平成23年5月13日、通常総会において成立

注2 一般社団法人移行認可、平成24年3月21日、埼玉県知事

注3 この定款は平成24年4月1日、法人設立登記により同日施行

注4 この定款は平成30年6月15日、通常総会において承認